

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱（以下「要綱」という。）で別に定めることとした取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(おもいやり駐車場の登録等)

第2条 駐車場の設置者又は管理者（以下「施設管理者」という。）は、京都おもいやり駐車場利用証制度（以下「本制度」という。）に協力しようとするときは、京都府（以下「府」という。）京都おもいやり駐車場利用証制度協力駐車場登録申出書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 府は、前項の申出書に記載された駐車場が歩行困難者用駐車場に該当するときは、おもいやり駐車場として登録を行うものとする。

3 府は、前項の規定により登録を行ったときは、おもいやり駐車場であることを示す案内掲示板（別記第2号様式）を施設管理者に交付するものとする。

(利用証の交付対象者の範囲 要綱第4条関係)

第3条 京都おもいやり駐車場利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって歩行が困難等移動に配慮が必要であるものとする。

(1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）

(2) 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾病医療費受給者をいう。以下同じ。）

(3) 高齢者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者をいう。以下同じ。）

(4) 妊産婦（母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第1項に規定する妊産婦をいう。以下同じ。）

(5) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児若しくは2歳に満たない幼児又は複数の多胎児（3歳に満たない者に限る。）を現に監護するものをいう。以下同じ。）

(6) 前各号に掲げる者のほか、移動に配慮が必要な者

(利用証の交付等 要綱第4条関係)

第4条 利用証（別記第3号様式）の交付を受けようとする者は、京都おもいやり駐車場利用証交付申込書（別記第4号様式）を別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲

げる提示すべき書類等を添えて府の窓口に提出するものとする。

2 前項の規定により申込書の提出があったときは、府は、当該申込みをした者に対し、利用証を交付するものとする。

3 利用証の有効期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる期限とする。

(1) 第3条第1号から第3号までに掲げる者及び同条第6号に掲げる者 交付対象者に該当しなくなるまで

(2) 第3条第4号に掲げる者 母子健康手帳を取得した時から産後12箇月まで

(3) 第3条第5号に掲げる者 監護される者が2歳（多胎児にあっては、3歳）に達するまで

4 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、おもいやり駐車場を利用するときは、利用証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

（制度実施協力市町村の協力等）

第5条 府は、本制度の円滑な実施を図るため、市町村に対し、前条の規定による交付申込みの受付、交付その他これらに附随する事務について協力を求めることができる。

2 前項の規定により本制度の実施に協力する市町村（以下「制度実施協力市町村」という。）は、府からの依頼に基づき、本制度に関する窓口対応その他必要な事務を補助的に行うものとする。

3 制度実施協力市町村が行う前項の事務は、府の責任において実施されるものとし、利用証の交付の可否その他本制度の運営に関する最終的な判断は、府が行うものとする。

（利用証の廃棄等 要綱第4条関係）

第6条 利用者は、利用証の有効期限が到来し、又は利用証を使用する必要がなくなったときは、速やかに利用証を廃棄するものとする。

2 利用証は、交付された本人が、認められた内容で対象駐車場を利用する場合のみに使用し、これを他人に貸与し、譲渡し、又は重複して取得してはならない。

（他の制度等との調整 要綱第4条関係）

第7条 本府以外の地方公共団体において同様の制度により交付された利用証又は京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）第6条の5第11号に規定する標章は、本制度における利用証と同様に取り扱うものとする。

附 則

1 この要領は、令和8年8月1日から施行する。

2 京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱（令和 7 年京都府告示第 105 号）別記第 3 号様式により作成された京都おもいやり駐車場利用証で、本要領の施行の際現に使用されているものの取扱いについては、本要領の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区 分		提示すべき書類等
1 障害者	身体障害	身体障害者手帳
	知的障害	療育手帳
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳
2 難病患者		特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者票又は小児慢性特定疾病医療受給者証
3 高齢者等		介護保険被保険者証
4 妊産婦		母子健康手帳
5 保護者		監護される者の年齢を確認することができる書類（母子健康手帳等）
6 上記以外で移動に配慮が必要な者		医師の診断書・意見書

別記
第 1 号様式（第 2 条関係）

別記
第 1 号様式（第 2 条関係）

京都おもいやり駐車場利用証制度協力駐車場登録申出書

年 月 日

京都府知事 様

申出者
郵便番号
主たる事務所又は事業所の所在地又は住所

名称又は氏名
代表者の氏名（団体の場合）

担当者の氏名・連絡先等
氏名
電話番号
メールアドレス

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要領第 2 条第 1 項の規定により、次のとおりおもいやり駐車場の登録を申し出ます。
なお、登録された駐車場については、2 に掲げる事項に協力します。

1 協力駐車場

施 設			車椅子使用者用駐車施設数 (3.5m 以上)	プラスワン 駐車区画数 (2.5m 以上)	希望するステッカーの枚数	希望するカラーコーンカバーの枚数
(1)	名 称				車椅子使用者用駐車施設 A 2 枚 A 3 枚	車椅子使用者用 駐車施設 枚
	所在地				プラスワン駐車区画 A 2 枚 A 3 枚	プラスワン駐車 区画 枚
	用 途					
(2)	名 称				車椅子使用者用駐車施設 A 2 枚 A 3 枚	車椅子使用者用 駐車施設 枚
	所在地				プラスワン駐車区画 A 2 枚 A 3 枚	プラスワン駐車 区画 枚
	用 途					
(3)	名 称				車椅子使用者用駐車施設 A 2 枚 A 3 枚	車椅子使用者用 駐車施設 枚
	所在地				プラスワン駐車区画 A 2 枚 A 3 枚	プラスワン駐車 区画 枚
	用 途					

注 1 「用途」の欄には、ショッピングセンター、病院、ホテル等施設の用途を具体的に記入してください。
2 「プラスワン駐車区画数」の欄には、施設から経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられた、幅 2.5m 以上 3.5m 未満の駐車区画を協力駐車場として確保することができる場合に、その区画数を記入してください。

2 協力する事項

(1) 知事から交付される案内掲示板を掲示します。
(2) 利用証を掲示している車両がおもいやり駐車場を円滑に利用できるよう、適切な管理に努めます。
(3) おもいやり駐車場に物を置いたりしないよう、適切に管理します。

別記

第2号様式（第2条関係）

（その1）車椅子使用者用駐車施設



(その2) プラスワン駐車区画



第3号様式（第4条関係）

（その1）障害者、難病患者、高齢者等

（表）

京都おもいやり駐車場利用証
（歩行困難者用駐車場利用証）



有効期限

☐ 年 月

☐ 交付対象者に
該当しなくなるまで

 京都府



（裏）

京都おもいやり駐車場利用証
（歩行困難者用駐車場利用証）

私は、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 交付された本人が、認められた内容で対象駐車場を利用する場合のみに使用します。

2. 有効期限到来や症状の変化等で、利用証の交付対象者でなくなった場合は、速やかに利用証を廃棄します。

年 月 日 氏名

〈注意事項〉

- ・この利用証は、車椅子使用者用駐車施設等への駐車が必要であることをわかりやすく表示し、駐車場を利用しやすくするためのものであり、必ず駐車できることを保証するものではありません。
- ・この利用証は、路上駐車を認めるものではありませんので、道路上では使用できません。



〈問合せ先〉

京都府健康福祉部地域福祉推進課

TEL 075-414-4551

(その2) 妊産婦・保護者

(表)



(裏)

京都おもいやり駐車場利用証
(歩行困難者用駐車場利用証)

私は、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 交付された本人が、認められた内容で対象駐車場を利用する場合のみに使用します。
2. 有効期限到来や症状の変化等で、利用証の交付対象者でなくなった場合は、速やかに利用証を廃棄します。

年 月 日 氏名

〈注意事項〉

- ・この利用証は、車椅子使用者用駐車施設等への駐車が必要であることをわかりやすく表示し、駐車場を利用しやすくするためのものであり、必ず駐車できることを保証するものではありません。
- ・この利用証は、路上駐車を認めるものではありませんので、道路上では使用できません。

京都府健康福祉部地域福祉推進課
TEL 075-414-4551

別記
第 4 号様式（第 4 条関係） 申込書

別記
第 4 号様式（第 4 条関係）

【窓口用】

京都おもいやり駐車場利用証交付申込書

お住まいの 市町村	
氏 名	(代理人（保護者）名)

以下の事由により、歩行が困難等移動に配慮が必要であるため、
京都おもいやり駐車場の利用を必要とします。

交付対象区分	確認書類
☐ 身体障害者	身体障害者手帳
☐ 知的障害者	療育手帳
☐ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳
☐ 難病患者 (特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾病医療費受給者)	特定医療費(指定難病)受給者証、 特定疾患医療受給者票、 又は小児慢性特定疾病医療受給者証
☐ 高齢者等(要介護者・要支援者)	介護保険被保険者証
☐ 妊産婦・保護者	母子健康手帳等 (出産後は子の年齢が確認できる書類)
☐ 上記以外で移動に配慮が必要な者	医師の診断書・意見書

※該当の区分にチェックをお願いします。

※本用紙に記載された個人情報は、京都府及び受付窓口機関が京都おもいやり駐車場利用証制度に係る事務のみに使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

窓口記入欄

窓口名		有効期限	☐ 年 月
			☐ 交付対象者に該当しなくなるまで

(表面)

別記
第4号様式(第4条関係)

【郵送用】

京都おもいやり駐車場利用証交付申込書

郵便番号	
住 所	
ふりがな 氏 名	
電話番号	

※本用紙及び確認書類に記載された個人情報、京都府及び受付窓口機関が京都おもいやり駐車場利用証制度に係る事務のみに使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(留意事項)

※利用証の郵送での交付を希望される場合は、本用紙の「郵便番号」「住所」「氏名」「電話番号」欄にご記入の上、本用紙と併せて、確認書類(裏面記載)の写し及び返信用切手140円を、下記【送付先】までご送付ください。

【送付先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府健康福祉部地域福祉推進課

(裏面)

別記

【郵送用】

第4号様式（第4条関係）

以下の事由により、歩行が困難等移動に配慮が必要であるため、
京都おもいやり駐車場の利用を必要とします。

京都おもいやり駐車場利用証制度の交付対象者・確認書類一覧

交付対象区分	確認書類
☐ 身体障害者	身体障害者手帳
☐ 知的障害者	療育手帳
☐ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳
☐ 難病患者 (特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾病医療費受給者)	特定医療費(指定難病)受給者証、 特定疾患医療受給者票、 又は小児慢性特定疾病医療受給者証
☐ 高齢者等(要介護者・要支援者)	介護保険被保険者証
☐ 妊産婦・保護者	母子健康手帳等 (出産後は子の年齢が確認できる書類)
☐ 上記以外で移動に配慮が必要な者	医師の診断書・意見書

※該当の区分にチェックをお願いします。